平成２９年（フ）第３１６号
岐阜市長良福光2520番地49
債務者　鶴田　嘉菜
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５６５号
名古屋市昭和区広瀬町１丁目30番地の１　ライフステージ曙３Ｆ号
債務者　馬場　規到
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４号
三重県亀山市和賀町59番204号　和賀住宅Ｌ－８号
債務者　仲見　敏子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６２３号
京都市山科区東野狐藪町１番地の20
債務者　東末　芳江
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１１号
京都市伏見区深草平田町13番地２　稲荷マンション１－Ｃ、前住所京都市下京区西七条東久保町６番地
債務者　大塩美慧子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２４号
京都市左京区下鴨西半木町16番地
債務者　山本　晃世
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２７号
京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地１　１－502号
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
兵庫県明石市本町２丁目５番28号　正木マンション303号
債務者　鳥居　春雄
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1666番地の13、前住所神戸市須磨区北落合３丁目１番370―201号
債務者　佐藤　優作
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
神戸市西区王塚台１丁目49番地　ルックハイツⅠ―112号、前住所神戸市西区二ツ屋１丁目29番１号
債務者　山本　賢司
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
神戸市西区玉津町今津638番地の16、前住所神戸市灘区篠原北町４丁目８番１号
債務者　宮﨑健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
兵庫県明石市野々上３丁目14番地の９　第二福寿荘２Ｆ東より２
債務者　藤本　愼一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
徳島県徳島市一宮町東丁245番地の１
債務者　松原　和子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１６号
徳島県名西郡石井町石井字石井685番地１　コーポ石井202
債務者　日下　啓司
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
徳島県三好市山城町引地368番地
債務者　菅井　幸司
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第１０５号
愛媛県新居浜市泉宮町６番144号
債務者　臼杵大三郎
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１１９号
愛媛県西条市三芳2251番地１、前住所愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営511号
債務者　西野　文男
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部